令和８年（フ）第２５８８号
名古屋市東区葵１丁目９番24号　オープンレジデンシア葵フォレスト1201号
債務者　小澤　卓実
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７４号
愛知県豊田市大林町11丁目７番地10　ビラ・モツアルト301号
債務者　かさい美創こと　河西　邦彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時25分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７０５号
埼玉県所沢市所沢新町2521番地の６　グリーンビレッジ101
債務者　番匠　知彦
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４９号
埼玉県飯能市仲町10番27号
債務者　森　　純平
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　達人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５８８号
横浜市栄区長沼町618番地２　長沼熊谷ハイツ201
債務者　長谷川　聡
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　浩人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０号
長野県伊那市狐島4367番地１　ＲＡＮＵＮＣＵＬＵＳ101
債務者　春日　雅治
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　明良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３８８号
静岡県沼津市山王台８番11号　山王台シルクマンション503号
債務者　小松　恵美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重光　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第７５４号
埼玉県越谷市東越谷２丁目７番地６　エクシード東越谷202号
債務者　増田　　篤
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　侑樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
愛知県豊橋市草間町字平南31番地　タウンハイツ平南303
債務者　森　　篤史
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６７４号
栃木県小山市大字立木1873番地１、前住所栃木県栃木市平柳町３丁目11番８号　プランドールＴＮＩ　105
債務者　麺蔵あつおこと　小林　篤雄
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓬田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３４８号
盛岡市安倍館町１番１―803号、前住所盛岡市向中野字鶴子６番地２　ボンソレイユ202号
債務者　多田　大翼
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺泰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５５９号
愛知県西尾市一色町味浜中長割１番地１
債務者　稲垣　飛彰
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大見　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和９年２月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８７号
北海道北見市留辺蘂町宮下町１番地４
債務者　山内　　登
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
群馬県安中市東上秋間1944番地
債務者　磯貝　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１７５７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―19―409
債務者　田代　幸秀
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８３６号
埼玉県川口市中青木４丁目20番６―305号　センチュリー川口
債務者　吉田　利宏
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８３９号
さいたま市緑区東浦和５丁目14番地１　Ｓｙｌｐｈｉｄｅ205
債務者　山崎　歩里（旧姓石井）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係